

8月の相談窓口ーお気軽にご相談くださいー相談は全て無料です

相 談	日 時		相談場所
人権相談	人権擁護委員が、皆さまの人権に関する相談をお受けします。直接、相談場所へお越しください。 問 =住民人権課 (☎ 739-3402)		
	10日 (月)	午後 1 時30分～3時30分	役場本庁
消費生活相談	消費生活相談員が、消費生活トラブルにかかる相談をお受けします。電話または相談場所へお越しください。 問 =住民人権課 (☎ 739-3402)		
	毎週月・火・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	役場本庁
生活人権相談	人権に関する問題や、配偶者や恋人からの暴力、生活に関する悩みごとなどの相談をお受けします。 問 =ふれあい文化センター (☎ 739-0370)		
	毎週月・金曜日	午前 9 時～午後 5 時 (※施設休館時は休止)	ふれあい文化センター
ひとり親家庭 などの相談 (要申込み)	就労支援、子育て支援、養育費、離婚前などの相談を、大阪府母子自立支援員がお受けします。電話相談は随時お受けします。 申 =箕面子ども家庭センター生活福祉課 (☎ 737-6878) 問 =福祉相談支援室 (☎ 738-7770)		
障害者(福祉サービス)相談 (要申込み)	申 =福祉相談くすのき (☎ 752-1831) 問 =福祉相談支援室 (☎ 738-7770)		
	5日 (水)	午後 1 時～ 4 時	保健福祉センター
高齢者の総合相談	介護・福祉・健康の困りごとについて、本人や家族からの相談をお受けします。 問 =地域包括支援センター (☎ 738-7772)		
認知症相談	認知症に関する不安や、日々の介護についての相談を「ココくる」でお受けし、本人や家族の悩みに寄り添います。 問 =セカンド・リビング祥雲館 (☎ 080-5774-7724)		
	毎週火・金曜日	午前10時～午後 3 時	セカンド・リビング祥雲館
行政相談 (要申込み)	国の行政全般について行政相談員が相談や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行います。 問・申 =総合政策課 (☎ 739-3412)		
	相談日	申込み締切日	午前10時～正午 役場本庁
	19日 (水)	14日 (金)	
法律相談 (要申込み)	多重債務、訪問販売などの消費者被害、離婚やDVなどの夫婦関係、児童虐待、遺産相続などの法律的な事柄について、大阪弁護士会所属弁護士が相談をお受けします。 問・申 =総合政策課 (☎ 739-3412)		
	相談日	申込み締切日	午後 1 時～ 4 時 (1人30分) 吉川支所 または電話相談
	4日 (火)	7月31日(金)	
	25日 (火)	21日 (金)	
障害者雇用相談	就労支援コーディネーターが、就労支援相談をお受けします。 申 =豊能北障害者就業・生活支援センター (☎ 723-3818) 問 =農林商工課 (☎ 739-3424)		
	19日 (水)	午後 1 時～ 5 時	保健福祉センター
教育相談	学習や進路・学校生活の悩み、進学資金など、教育全般についての相談を、教育専門主事がお受けします。電話相談も受け付けています。 問 =西公民館 教育相談室 (☎738-5399) または義務教育課 (☎739-3427)		
	毎週火・水・金曜日	午前 9 時～正午 午後 1 時～ 5 時	西公民館(教育相談室)、または 教育相談窓口(豊能町役場1階)
	第 2 土曜日		西公民館 (教育相談室)
	第 4 土曜日		中央公民館(教育相談室)
児童家庭相談	・養護や育成に関することについて 問 =こども育成課 (☎ 739-3432) ・児童虐待に関することについて 問 =福祉課 (☎ 739-3420) (電話相談も受け付けています。)		
	「ここそら」：子育てなどの相談を臨床心理士がお受けします。 問 =健康増進課 (☎ 738-3813)		
	21日 (金)	午前10時～午後4時	保健福祉センター
お困りごと相談	身近なことで相談したいときは、担当の民生委員・児童委員をご紹介します。 問 =福祉課 (☎ 739-3420)		

町の木／スギ
 

町の花／タンポポ
 

町の鳥／ウグイス
 

町の面積
 
 34.34km²

人の動き		人口	男	女	世帯数
	R8.6月末日	17,273人	8,213人	9,060人	8,537世帯
	前月比	-31人	-18人	-13人	-3世帯
		転入等	転出等	出生	死亡
	人口前月比の内訳	40人	48人	4人	27人